

新型コロナワクチン接種について

問合せ／水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0570-089-310)
または保健予防課新型コロナワクチン事業室(☎303-6313)

9月上旬、国から、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種及び小児(5～11歳)の3回目接種の実施についての方針が示されました。市では、国の方針に基づき、準備を進めています。

掲載内容は、国の方針やワクチンの供給状況などにより変更となる場合がありますので、予約方法など、最新情報は、市ホームページで確認してください。



オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種

対象／2回以上接種している12歳以上の方

ワクチンの種類／オミクロン株対応の「ファイザー社ワクチン」または「モデルナ社ワクチン」

▼接種券の発送について

令和4年5月16日までに新型コロナワクチンを2回以上接種している12歳以上のすべての方に、右表のとおり、接種券を発送します。

※以降、接種をした時期に応じて、順次、接種券を発送します。

ご注意ください

過去に送付された3回目または4回目接種用の接種券をまだ使用していない方にも、改めて新しい接種券を送付します。

接種の際には、今回送付される新しい接種券を使用してください。過去に送付された接種券をお持ちの方は、誤接種防止のため、必ず破棄してください。

接種券発送スケジュール

対象	発送時期(予定)	予約開始日(予定)
60歳以上	9月30日(金)	10月7日(金)
50～59歳		10月12日(水)
40～49歳		10月17日(月)
30～39歳		10月24日(月)
12～29歳		10月31日(月)

▼接種会場について

接種券に同封の会場一覧でご確認ください。

武田社ワクチン(ノババックス)の接種

組換えタンパクワクチン(不活化ワクチンの一種)である武田社ワクチンは、mRNAワクチン(ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン)に比べ、副反応が出る頻度が低いとされています。市内の医療機関では、引き続き、武田社ワクチン(ノババックス)の1・2回目接種、3回目接種を行っています。自分や家族などを守るため、ワクチン接種をご検討ください。

対象／1・2回目接種…12歳以上の方 3回目接種…18歳以上で、2回目接種が終了した日から6か月以上経過している方

接種実施医療機関		石田外科医院(東原2)	藤原内科医院(見川町)
1・2回目接種	接種日(1回目/2回目)	9月10日(土)/10月1日(土) 9月17日(土)/10月8日(土) 9月24日(土)/10月15日(土)	9月13日(火)/10月4日(火) 9月20日(火)/10月11日(火) 9月27日(火)/10月18日(火)
	接種枠	各10名	各10名
3回目接種	接種日	9月10日～24日の毎週土曜日	9月9日～30日の毎週金・土曜日 ※9月23日(金)を除く。
	接種枠	各18名	各8名

※1・2回目の接種は、1回目接種予約時に、自動的に2回目接種の予約が行われます。

小児(5～11歳)の3回目接種

対象／2回目接種を終了した5～11歳の方

ワクチンの種類／小児(5～11歳)用ファイザー社ワクチン
接種間隔／2回目の接種から少なくとも5か月経過した日から接種できます

▼接種券の発送について

3回目接種の対象となる小児(5～11歳)の方に、右表のとおり、接種券を発送します。

※以降、接種をした時期に応じ、順次、接種券を発送します。

▼接種会場について

随時更新しているので、市ホームページで確認してください。

接種券発送スケジュール

対象(以下の期間に2回目接種を終了した方)	発送時期(予定)	予約開始日(予定)
令和4年4月25日まで	9月9日(金)	9月20日(火)
令和4年4月26日～5月9日	9月16日(金)	9月26日(月)
令和4年5月10日～5月23日	10月3日(月)	10月10日(月)
令和4年5月24日～6月6日	10月中旬	10月中旬

新型コロナウイルス感染症と診断された方の年齢や症状などにより発生届の取り扱いが変わります

問合せ／水戸市新型コロナウイルス相談窓口(☎0120-845567)

茨城県において、県内の発熱外来が極めてひっ迫した状況を踏まえ、国の制度に基づき、緊急避難措置として、9月2日から発生届を重症化リスクのある方などに限定することとなりました。この変更に伴い、発生届の対象とならない陽性者の方への保健所の対応が変わりますので、お知らせします。

発生届の対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスク(※)があり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断する方
- 妊婦の方

(※)ワクチン未接種(1回接種のみの方も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、免疫低下状態の方

発生届の対象となるかは、陽性と判断する医師が決定します。ご自身が発生届の対象となるかについては、陽性と診断された医療機関などにご確認ください。

発生届の対象となる方が陽性となった場合の取り扱いは、これまでと変更ありません。詳細は、市ホームページまたは「広報みと」9月1日号9ページをご覧ください。

発生届の対象とならない方

- 医療機関において判明した方のうちで、上記の発生届の対象に該当しない方 など

発生届の対象とならない方は、医療機関などでの陽性判明後、市保健所からの連絡はありません。また、療養証明書の発行は行わないため、医療保険の請求などについては、保険会社にお問い合わせください。

発生届の対象とならない方が陽性となった場合の取り扱いについて、詳細は、市ホームページをご覧ください。



.....発生届の対象とならない方が、陽性判明した際に行うこと.....

①療養先の決定

宿泊療養または自宅療養のいずれかになります。

▼自宅療養を希望する場合

療養期間中は、各自、検温などの健康観察をお願いします。「体調がすぐれない」、「心配な症状がある」などの場合は、検査を受けた医療機関や県陽性者相談センター、水戸市新型コロナウイルス相談窓口にお問い合わせください。

問合せ先	電話	時間
(1)検査を受けた医療機関	受診の際にご確認ください	
(2)県庁陽性者相談センター	301-4269	8:30～17:15
(3)体調悪化時の夜間緊急電話	301-5380	17:15～8:30
(4)水戸市新型コロナウイルス相談窓口	0120-845567	8:30～17:15

※(2)～(4)はいずれも、土・日曜日、祝日も開設。

▼宿泊療養を希望する場合

いばらき電子申請・届出サービス(<https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/>)から申し込んでください。申込み後に、県の担当窓口から連絡があります。

※詳細は、県ホームページを確認してください。

※市ホームページに宿泊療養の準備物品について掲載していますので、あわせて確認してください。



◀宿泊療養の申込みはこちら



◀県ホームページ

②療養期間

症状ありの方…発症日(発症日が明らかでない方は、陽性確定に係る検体を採取した日)から10日間が経過し、かつ、症状軽快から72時間経過する日までとなります。 ※療養期間の最終3日間において、咳や発熱などの症状がある場合は、必要に応じて療養期間が延長となる場合もあります。

症状なしの方…陽性確定に係る検体を採取した日から7日間が経過する日までとなります。 ※療養期間中に発症した場合は、発症日から10日間が経過し、かつ、症状軽快から72時間経過する日までとなります。

※療養期間は、今後変更となる場合があります。変更となった場合は、市ホームページなどでお知らせします。

茨城県陽性者情報登録センターについて

65歳未満で、重症化リスクの低い方が、自ら購入した薬事承認された抗原検査キットや茨城県の無料検査事業により薬局等で検査を受けて陽性が判明した場合、医療機関を介さず「茨城県陽性者情報登録センター」に登録することができます。陽性確定後、本人あてにメールが届きます。詳細は、県ホームページ(<https://www.pref.ibaraki.jp>)を確認してください。

